

甲州市農業委員会だより

1. 農地の貸借に関する基礎知識

これまで、農地の貸借を行う方法としては、

- ・農地法第3条に基づいた貸借
- ・農業経営基盤強化促進法に基づいた利用権設定
- ・農地中間管理機構を通じた貸借



の3種類がありましたが、先般の農業経営基盤強化促進法の改正により、令和7年度から同法に基づいた利用権設定を行うことが不可能となりました。従って、農地貸借の手段は現状2種類となります。農地法第3条の貸借及び農地中間管理機構を通じた貸借の違いは下記の表のとおりをご覧ください。

	農地法第3条の貸借	中間管理機構を通じた貸借
貸借形態	直接契約 (所有者 → 借主)	間接契約 (所有者 → 機構 → 借主)
手続き	農地法第3条の許可が必要 (農業委員会)	農地法第3条の許可は不要 (県知事が認可)
賃料の受け渡し	直接持参 等	口座振替のみ
更新・解約	更新拒絶や合意解約をしない限り、更新されたものとみなされる。	契約期間満了後、農地は返還される (更新も可能)

農地中間管理機構を通じた貸借は手続きに通常2～3か月程度要しますので、お早めにご相談ください。なお、農地貸借に関するご相談は甲州市農業委員会までお願いいたします。

2. 農作業中の事故にご注意を

毎年、全国で多数の農作業事故が発生しています。トラクターの転倒や昇降機からの落下、熱中症、崖からの転落など、事故の多くはちょっとした不注意や慣れから起こるものです。

山梨県においても、毎年数件から十数件程度農作業中の事故が発生しています。こうした状況を踏まえ、県では広報車による啓発活動も実施しています。

高齢化が進む中で、命に係わる重大事故を防ぐためにも「備え」と「意識」が何より重要となります。農機具操作前の点検や周囲の安全確認、保護具の着用を日常的に意識しましょう。

また、日に日に暑さが増していますので、こまめに水分補給を行うなどの熱中症対策も重要です

[>>山梨県からの注意喚起<<](#)

甲州市農業委員会事務局

第5号

発行日：令和7年7月25日

所在地：甲州市塩山上於曾1085-1
(本庁舎2階11番窓口)

TEL：0553-32-5092

1. 農地の貸借に関する

基礎知識

2. 農作業中の事故にご注意を

3. 農業者の老後を守る

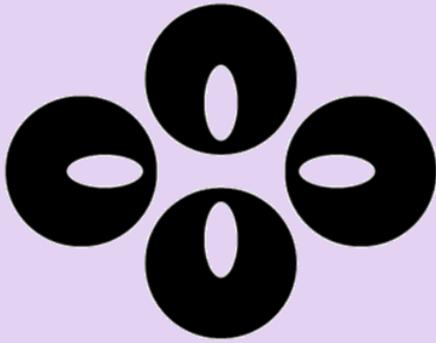
「農業者年金」

4. 遊休農地の再生支援について

5. 農業委員会の活動

(令和7年7月～9月)

6. その他



3. 農業者の老後を守る「農業者年金」

農業者年金は、農業従事者が安心して老後を迎えるための公的年金制度です。自営業の農業者を対象とした制度であり、積立方式の年金となっています。

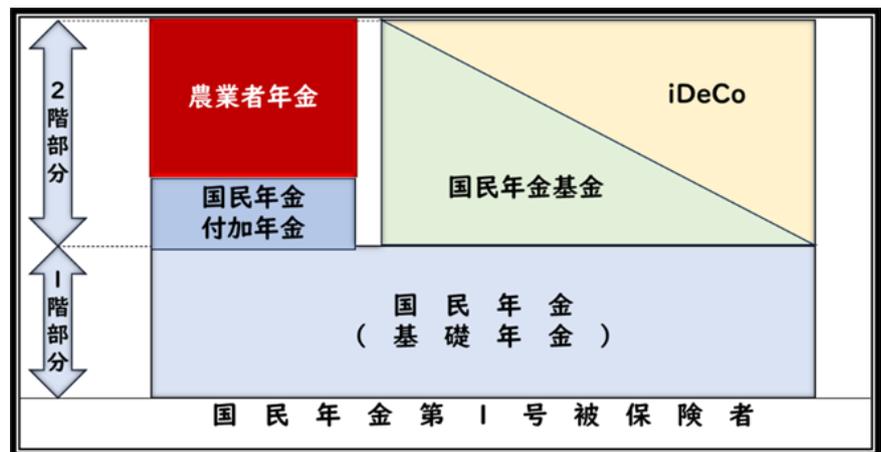
加入できる方は、

- ・年間60日以上農業に従事
- ・国民年金の第1号被保険者（付加年金への加入が必要）
- ・20歳以上60歳未満

の全ての要件を満たす方です。

掛金についても、毎月2万円から6万7千円の間で千円単位で自由に設定でき、支払った掛金は全額が社会保険料控除の対象となります。

また、認定農業者で青色申告をされている方や左記の方と家族経営協定を結んでいる方は国庫補助（政策支援加入）を受けることができる場合がありますので、ご相談ください。なお、通常加入及び政策支援加入のいずれもiDeCoや国民年金基金との併用はできませんので、ご注意ください。



[>>農業者年金についてはこちらをクリック<<](#)

1. 農地の貸借に関する

基礎知識

2. 農作業中の事故にご注意を

3. 農業者の老後を守る

「農業者年金」

4. 遊休農地の再生支援について

5. 農業委員会の活動

(令和7年7月～9月)

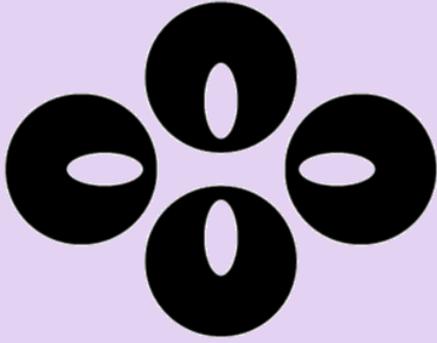
6. その他

4. 遊休農地の再生支援について

甲州市では今年度より遊休農地再生支援事業補助金が創設されました。遊休農地は年々漸増しており、鳥獣・害虫被害の温床と化する例も発生しています。本制度は遊休農地化防止及び農地の有効活用促進を目的としています。「農地を売りたい（貸したい）が、農地として整備することが難しい…」といった方は本制度の活用を視野に入れていただき、新たな担い手への集積へご協力ください。また、いくつか要件がございますので、活用を希望される方は事前に甲州市役所農林振興課農地担当まで一度ご相談ください。

[>>遊休農地の相談したい方はこちらをクリック<<](#)





5. 農業委員会の活動

- ・定例総会（7月25日・8月29日・9月26日）
於：市役所本庁舎第一会議室（7月・8月・9月）
- ・農地の利用状況調査（9月～11月15日）
於：市内全域
- ・各委員の最適化活動（随時）

6. その他（農政に関すること）

令和7年度新規就農者支援施策

農林振興課果樹農林担当では新規就農を希望される方の相談を受けています。
お気軽にご相談ください。

[→こちらをクリック](#)



1. 農地の貸借に関する

基礎知識

2. 農作業中の事故にご注意を

3. 農業者の老後を守る

「農業者年金」

4. 遊休農地の再生支援について

5. 農業委員会の活動

（令和7年7月～9月）

6. その他